

授業科目表(教科及び教科の指導法に関する科目)

(令和5年度[2023]～令和7年度[2025]入学生)

経済学部 経済学科

経済学部 経済学科

免許教科		中学一種 社会			
教科及び教科の指導法に関する科目					
法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	日本史及び外国史	◎日本史 I	2	1	
		◎日本史 II	2	1	
		◎外国史(教) A	2	2	
		◎外国史(教) B	2	2	
	地理学(地誌を含む)	◎地理学 I	2	1	
		◎地理学 II	2	1	
		◎地誌学 I	2	1	
		◎地誌学 II	2	1	
	「法学、政治学」	◎法学 A	2	1	
		◎法学 B	2	1	
		◎政治学 I	2	1	
	「社会学、経済学」	◎社会学概論	2	1	
		◎経済学 A	2	1	
		◎経済学 B	2	1	
	「哲学、倫理学、宗教学」	◎哲学 I	2	1	
		◎哲学 II	2	1	
		◎倫理学 I	2	1	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎社会学・地理歴史科教育法A	2	2	
		◎社会学・地理歴史科教育法B	2	2	
		◎社会学・公民科教育法A	2	2	
◎社会学・公民科教育法B		2	2		
単位数	28	単位数合計	修得単位46単位		
		最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得した単位を以って「大学が独自に設定する科目」の履修要件を満たすものとする。			

◎は必修科目

免許教科		高校一種 地理歴史				
教科及び教科の指導法に関する科目						
法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目				
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	単位数	配当年次		
教科に関する専門的事項	日本史	◎日本史 I	2	1		
		◎日本史 II	2	1		
		◎経済史 A	2	1		
		◎経済史 B	2	1		
	外国史	◎外国史(教) A	2	2		
		◎外国史(教) B	2	2		
		◎東洋史	2	1		
		◎西洋史	2	1		
		◎経済学史	2	3		
	人文地理学及び自然地理学	◎地理学 I	2	1		
		◎地理学 II	2	1		
		◎経済地理 A	2	2		
		◎経済地理 B	2	2		
	地誌	◎国内観光地理	2	2		
		◎地誌学 I	2	1		
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎社会学・地理歴史科教育法A	2	2		
		◎社会学・地理歴史科教育法B	2	2		
	単位数	24	単位数合計	修得単位36単位		
			最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得した単位を以って「大学が独自に設定する科目」の履修要件を満たすものとする。			

◎は必修科目

授業科目表(教科及び教科の指導法に関する科目) (令和5年度[2023]～令和7年度[2025]入学生)

経済学部 経済学科

経済学部 商学科

免許教科		高校一種 公民			
教科及び教科の指導法に関する科目					
法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	◎ 法 学 A	2	1	
		◎ 法 学 B	2	1	
		◎ 国 際 法 A	2	3	
		◎ 国 際 法 B	2	3	
		◎ 政 治 学 I	2	1	
		◎ 政 治 学 II	2	1	
		◎ 国 際 政 治	2	2	
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	◎ 社 会 学 概 論	2	1	
		◎ 経 済 学 A	2	1	
		◎ 経 済 学 B	2	1	
		◎ 国 際 経 済 学 A	2	2	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	◎ 哲 学 I	2	1	
		◎ 哲 学 II	2	1	
		◎ 倫 理 学 I	2	1	
		◎ 倫 理 学 II	2	1	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎ 社会科・公民科教育法A	2	2	
		◎ 社会科・公民科教育法B	2	2	
	単位数	24	単位合計	修得単位36単位	
/		最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得した単位を以って「大学が独自に設定する科目」の履修要件を満たすものとする。			

◎は必修科目

免許教科		高校一種 商業			
教科及び教科の指導法に関する科目					
法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	商業の関係科目	◎ 商 学 A	2	1	
		◎ 商 学 B	2	1	
		◎ 経 済 学 A	2	1	
		◎ 経 済 学 B	2	1	
		◎ 経 営 学 A	2	1	
		◎ 経 営 学 B	2	1	
		◎ 簿 記 入 門	2	1	
		◎ 簿 記 初 級	2	1	
		◎ 情 報 処 理 論 A	2	2	
		◎ 情 報 処 理 論 B	2	2	
		◎ 財 務 会 計 論 A	2	2	
		◎ 財 務 会 計 論 B	2	2	
		◎ 原 価 計 算 論 A	2	2	
		◎ 原 価 計 算 論 B	2	2	
	職業指導	◎ 職 業 指 導 A	2	3	
		◎ 職 業 指 導 B	2	3	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎ 商業科教育法A	2	2	
		◎ 商業科教育法B	2	2	
単位数	24	単位合計	修得単位36単位		
/		最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得した単位を以って「大学が独自に設定する科目」の履修要件を満たすものとする。			

◎は必修科目

授業科目表(教科及び教科の指導法に関する科目)

(令和5年度[2023]～令和7年度[2025]入学生)

経済学部 健康スポーツ経営学科

経済学部 健康スポーツ経営学科

免許教科		中学一種 保健体育			
教科及び教科の指導法に関する科目					
法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	体育実技	◎ 器械運動(体づくり運動を含む)	1	2	
		◎ 陸上競技	1	2	
		◎ 水泳・水中運動	1	3	
		◎ バスケットボール	1	2	
		◎ バドミントン	1	2	
		◎ ダンス	1	3	
		◎ 剣道	1	3	
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む)	◎ スポーツ心理学	2	3
		◎ スポーツ社会学	2	2	
		◎ 運動機能解剖学	2	2	
		◎ 地域スポーツ振興論	2	2	
		◎ スポーツ史	2	1	
	生理学(運動生理学を含む)	◎ スポーツ生理学	2	2	
	衛生学及び公衆衛生学	◎ 公衆衛生学	2	2	
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置)	◎ 学校保健概論	2	3	
		◎ 救急処置法	2	3	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎ 保健体育科教育法ⅠA	2	2	
		◎ 保健体育科教育法ⅠB	2	2	
		◎ 保健体育科教育法ⅡA	2	2	
		◎ 保健体育科教育法ⅡB	2	2	
単位数	28	単位合計	修得単位33単位		
/		最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得した単位を以って「大学が独自に設定する科目」の履修要件を満たすものとする。			

◎は必修科目

免許教科		高校一種 保健体育			
教科及び教科の指導法に関する科目					
法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	体育実技	◎ 器械運動(体づくり運動を含む)	1	2	
		◎ 陸上競技	1	2	
		◎ 水泳・水中運動	1	3	
		◎ バスケットボール	1	2	
		◎ バドミントン	1	2	
		◎ ダンス	1	3	
		◎ 剣道	1	3	
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む)	◎ スポーツ心理学	2	3
		◎ スポーツ社会学	2	2	
		◎ 運動機能解剖学	2	2	
		◎ 地域スポーツ振興論	2	2	
		◎ スポーツ史	2	1	
	生理学(運動生理学を含む)	◎ スポーツ生理学	2	2	
	衛生学及び公衆衛生学	◎ 公衆衛生学	2	2	
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置)	◎ 学校保健概論	2	3	
		◎ 救急処置法	2	3	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	◎ 保健体育科教育法ⅠA	2	2	
		◎ 保健体育科教育法ⅠB	2	2	
		◎ 保健体育科教育法ⅡA	2	2	
		◎ 保健体育科教育法ⅡB	2	2	
単位数	24	単位合計	修得単位33単位		
/		最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得した単位を以って「大学が独自に設定する科目」の履修要件を満たすものとする。			

◎は必修科目

授業科目表(教科及び教科の指導法に関する科目)
(令和5年度[2023]~令和7年度[2025]入学生)

経営学部 経営学科

免許教科		高校一種 商業			
教科及び教科の指導法に関する科目					
法施行規則に定める科目区分		左記に対応する授業科目			
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	科目	単位数	配当年次	
教科に関する専門的事項	商業の関係科目	◎ 経営学 A	2	1	
		◎ 経営学 B	2	1	
		◎ 経済学 A	2	1	
		◎ 経済学 B	2	1	
		◎ 商学 A	2	1	
		◎ 商学 B	2	1	
		◎ 簿記入門	2	1	
		◎ 簿記初級	2	1	
		◎ 情報処理論 A	2	2	
		◎ 情報処理論 B	2	2	
		◎ 財務会計論 A	2	2	
		◎ 財務会計論 B	2	2	
		◎ 原価計算論 A	2	2	
		◎ 原価計算論 B	2	2	
	職業指導	◎ 職業指導 A	2	3	
		◎ 職業指導 B	2	3	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	◎ 商業科教育法 A	2	2		
	◎ 商業科教育法 B	2	2		
単位数	24	単位合計	修得単位36単位		
/		最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得した単位を以って「大学が独自に設定する科目」の履修要件を満たすものとする。			

◎は必修科目

授業科目表(教育の基礎的理解に関する科目等)

(令和5年度[2023]～令和7年度[2025]入学生)

全学科共通

施行規則に定める科目区分等			左記に対応する授業科目			
欄	科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数	配当年次	備考
三	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	◎ 教育原理	2	1	同和教育を含む。
			◎ 教育史	2	2	
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	◎ 教職論	2	1	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	◎ 教育制度論	2	2	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	◎ 教育心理学	2	2	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	◎ 特別支援教育	2	3	
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	◎ 教育課程論	2	2	
四	る法道 科及徳、 目び 生総 徒合 的指 導な 学学習 教育の 相時間 談等 にの指 導	道徳の理論及び指導法	◎ 道徳教育の指導法	2	2	中一種のみ必修
		総合的な学習(探求)の時間の指導法 特別活動の指導法	◎ 特別活動及び総合的な 学習時間の指導法	2	3	
		教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論 及び方法	◎ 教育の方法及び技術 (ICTの活用含む)	2	2	
		生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び 方法	◎ 生徒・進路指導論	2	3	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎 的な知識を含む。)の理論及び方法	◎ 教育相談	2	3	
五	る教育 科実 目践 に 関 す	教育実習	◎ 教育実習 I	2	3	中一種のみ
			◎ 教育実習 II	3	4	事前事後指導1単位含む。
		教職実践演習	◎ 教職実践演習(中・高)	2	4	
六	る設独大 科定自学 目すにが					※1 ※2
法令による 単位合計		中一種:27単位 高一種:23単位	法令に基づく本学に おける単位合計	中一種:31単位 高一種:27単位		

◎は必修科目

※1. 中一種の場合、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得した単位を以って「大学が独自に設定する科目」の履修要件を満たすものとする。

※2. 高一種の場合、最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得した単位を以って「大学が独自に設定する科目」の履修要件を満たすものとする。